

クライミングクレーンの解体作業における 労働災害防止対策の徹底について（要請）

平成21年6月3日、東京都板橋区の建設工事現場において、別紙のとおり、クライミングクレーンの解体作業において、旋回体がポスト（支柱）に沿って約20メートル下の地上まで落下したため、旋回体上で作業をしていた作業員2名が落下、1名が死亡、1名が負傷する災害が発生しました。

つきましては、クライミングクレーンの解体作業における同種災害を防止するため、下記事項につき、会員事業場に周知、指導して下さるよう要請します。

記

- 1 クレーン等安全規則第33条に基づき作業指揮者を選任するとともに、当該作業指揮者による作業の方法等の決定、作業の指揮等を確実に実施させること。
- 2 作業方法等の決定に当たっては、クライミングクレーンの構造、クライミング装置の仕組み、周囲の状況に応じたものとする。
- 3 上記1及び2で定めた作業方法に基づく作業の実施を徹底すること。

特に、クレーンの旋回体をポストに固定するためのピンを抜き差しすることにより旋回体の位置を上下に移動させる場合には、一方のピンが確実に挿入されていることを、作業指揮者又は作業指揮者に指名された作業員が、目視等にて確実に確認した上で、もう一方のピンを抜く作業を行うこと。

別紙

事 故 の 概 要

1 発生年月

平成21年6月3日

2 発生場所

東京都板橋区内のビル建築工事現場

3 事故の概要

地上7階建のビル新築工事において、躯体作業が終了し、建て方用のクライミングクレーンを解体するため、旋回体をポスト（支柱）に沿って下ろす作業をしていたところ、旋回体を固定していたピンが外れ、旋回体がポストに沿って地上まで20メートルほど落下した。その際、旋回体上で作業をしていた作業員2名も落下、1名が死亡、1名が負傷した。

クライミングクレーンの組立・解体作業指揮者に対する安全教育のご案内

（社）日本クレーン協会西中四国支部では同種災害防止対策の徹底を図るため、クライミングクレーンの組立・解体作業指揮者としての職務に必要な知識等の習得を目的とした安全教育（昭和62年12月4日付け基発第676号通達に基づく）を開催しますので、当該作業指揮者に選任されている方、新たに選任が予定されている方等に受講いただきますようご案内いたします。

日 時 平成21年8月25日（火） 9時00分～17時15分

場 所 中特会館 広島市中区幟町3-57

受講料 10,500円（テキスト代、消費税を含む）

申込先 （社）日本クレーン協会西中四国支部

〒730-0013 広島市中区八丁堀1-17（大本ビル）

T E L（082）228-9119：F A X（082）228-7766

ご不明な点は、上の申込み先へお問合わせください。